

臨時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

TOYOイノベックス株式会社の2025年3月期
(2024年4月1日から2025年3月30日まで)に係る計算書類等

日精樹脂工業株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源エネルギー価格の高騰や世界的な物価の上昇が続き、中国における不動産市場の低迷を背景とした景気の減速や中東地域の武力衝突など、先行きは不透明な状況で推移しました。国内経済においても、個人消費やインバウンド需要が活発となったことにより景気は持ち直すものと見られたものの、急激な円安の影響による原材料価格の高騰や物価の上昇が続き厳しい状況で推移しました。

当社グループに関連する業界におきましては、世界的な需要低迷の長期化と急激な円安進行による調達部材価格の上昇及び燃料エネルギー価格の高騰等の影響により非常に厳しい状況で推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループは2027年3月期を最終年度とする中期経営計画2026に基づいた事業活動を推進し、「競争力のあるダイカストマシンの売上比率向上」「射出成形機主力機種の計画生産化の推進」「成形イノベーションの創出とCustomers 'Value Upの進化」「経営戦略と連動した人材戦略の構築」など、中長期的な視点から持続的な成長と安定した収益確保に取り組んでまいりましたが、世界的な成形機需要の低迷や競争の激化、中国での景気減速の影響を受け、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は27,462百万円（前期比3.5%増）、売上高は27,024百万円（同6.3%減）となりました。このうち、国内売上高は8,238百万円（同0.5%増）、海外売上高は18,786百万円（同9.0%減）となり、海外比率は69.5%となりました。損益面につきましては、生産量減少で操業度が低下したことによる固定費回収不足と部材価格高騰等の影響による製品原価が増大したことにより、営業損失が521百万円、経常損失が427百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は、これらの影響に加えて繰延税金資産の取崩しで法人税等調整額227百万円が発生したこと等により845百万円となりました。

製品別の売上の状況は、以下のとおりです。

[射出成形機]

射出成形機につきましては、国内は、自動車関連・生活用品関連の売上が増加しました。海外におきましては、中国で医療機器関連、自動車関連や米州で生活用品関連の売上が減少しましたが、東南アジア・南アジアで医療機器関連・自動車関連の売上が増加しました。

この結果、受注高は20,299百万円（前期比4.4%増）、売上高は19,789百万円（同8.3%減）となりました。このうち、海外売上高は13,552百万円（同12.5%減）となり、海外比率は68.5%となりました。

[ダイカストマシン]

ダイカストマシンにつきましては、国内は工業部品・自動車関連の売上が減少しました。海外におきましては、中国で自動車関連・工業部品関連の売上が大幅に減少しましたが、東南アジア・南アジアにおいて自動車関連の売上が増加しました。

この結果、受注高は7,163百万円（前期比1.1%増）、売上高は7,235百万円（同0.4%減）となりました。

このうち、海外売上高は5,234百万円（同1.4%増）となり、海外比率は72.3%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,608百万円となりました。主な設備投資としましては、新大型機組立工場の建設及び拡販のためのモニター機や展示機などあります。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資に対する資金は、金融機関からの借入金により賄っております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行と貸出コミットメント契約を継続して締結しています。

貸出コミットメントの総額 2,000百万円

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第148期 2021年度	第149期 2022年度	第150期 2023年度	第151期 2024年度（当期）
売上高	33,273	35,298	28,842	27,024
経常利益又は経常損失(△)	1,970	1,538	△64	△427
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	1,277	648	△1,293	△845
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	62.21	31.59	△62.99	△41.18
総資産	31,141	31,901	30,062	30,100
純資産	19,595	19,985	18,584	17,657
1株当たり純資産額(円)	940.49	955.97	883.30	835.82

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東地域における軍事衝突などの地政学的リスクに加え、依然として中国の景気回復が見通せないこと、及び米国が世界各国に課す相互関税を巡る混乱などにより、不透明な状況が続くものと予想しております。

一方、当社グループの事業に関連する市場においては、自動車関連の設備投資の増加や成長著しいインド市場で受注が増加する等の明るい兆しが見られるものの、中国経済の停滞に伴う需要の低迷や急激な円安による資源エネルギー・原材料価格の高騰により、受注環境は厳しい状況で推移するものと思われます。

このような市場環境の中、当社グループは、労働力不足解消に繋がる自動化やカーボンニュートラルに寄与する製品開発など顧客のニーズに応える高付加価値な製品づくりが喫緊の課題であると認識しており、製品ポートフォリオの再構築や短納期化、アフターサービス体制の強化を重点施策として位置づけ、以下の成長戦略を実行してまいります。

まず、製品戦略として、射出成形機の最新機種の「Si-7」の更なる市場への浸透を図り、製品認知度の向上と原価管理の徹底を図ります。ダイカストマシンでは「BD-V7EX」を集中的に拡販し、特にEV市場の開拓を強化してまいります。また、これらに加え、顧客に新たな付加価値を提供するべくAIを活用した省人化、自動化システム等のソリューションの提案にも注力してまいります。生産面では、2025年4月に竣工した新たな工場棟において、自動車や家電製品等の部材成形で需要が拡大している中大型機の生産を開始する一方で、ボリュームゾーンである小型機の半製品を在庫として持つ計画生産を増やし、生産効率の向上と迅速なカスタム対応、納期の短縮を図ります。さらに、2024年4月に開設したサービス物流センターの活用により更にサービス部品の供給体制を充実させ、顧客満足度を高めてまいります。当社グループは、これらの取組みを着実に実行するとともに「中期経営計画2026」で掲げた中長期的な指標であるパーソン、ビジョン、基本方針、経営戦略のもと、持続的な成長と企業価値向上に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

引き続き、急激な為替変動や調達部材の長納期化及び価格の高騰が企業経営に悪影響をもたらす可能性はありますが、リスクを最小限に抑え、利益を確保するために必要なあらゆる施策を講じることによって、業績の確保を図ってまいります。

なお、2026年3月期の連結業績見通しにつきましては、売上高は30,000百万円（前期比11.0%増）、営業利益300百万円（前期は営業損失521百万円）、経常利益400百万円（前期は経常損失427百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は150百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失845百万円）を見込んでおります。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
東洋工機株式会社	百万円 20	% 100	射出成形機及びダイカストマシン用周辺機器の製造、搬送機の製造及び販売
東洋機械エンジニアリング株式会社	百万円 10	% 100	成形機の保守サービス・据付及び精密金型の販売
東洋機械（常熟）有限公司	百万元 47	% 100	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売
(関連会社)			
GM-Injection AG	百万CHF 0.5	% 30.2	射出成形機の販売及び保守サービス

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社3社及びTOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.、東曜機械貿易（上海）有限公司、東洋機械金属（広州）貿易有限公司、東金股份有限公司、TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.、PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIAの10社であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの製造・販売する主要な製品は、次のとおりであります。

部 門	主 要 な 製 品
射 出 成 形 機	プラスチック射出成形機及び周辺機器
ダ イ カ ス ト マ シ ン	ダイカストマシン及び周辺機器

(8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

事 業 所	所 在 地
本社・工場	兵庫県 明石市
東京支店	神奈川県 横浜市
関西支店	大阪府 東大阪市
中部支店	愛知県 名古屋市
埼京支店	埼玉県 川口市
西日本支店	兵庫県 明石市
香港支店	中国 香港特別行政区
インド支店	インド グルグラム市

②子会社の主要な事業所

事 業 所	所 在 地
東洋工機株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械エンジニアリング株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械（常熟）有限公司	中国 江蘇省 常熟市
TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.	タイ バンコク市
東曜機械貿易（上海）有限公司	中国 上海市
東洋機械金属（広州）貿易有限公司	中国 広東省 広州市
東金股份有限公司	台湾 台北市
TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
737名	11名減

(注) 従業員数は、在籍人員であります。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,110百万円
株式会社三菱UFJ銀行	720百万円
株式会社中国銀行	650百万円
株式会社みずほ銀行	400百万円
株式会社みなど銀行	300百万円
株式会社山陰合同銀行	100百万円
株式会社百十四銀行	100百万円
株式会社りそな銀行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,703,000株 (自己株式235,151株を含む)
- (3) 株主数 20,625名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
清 原 達 郎	千株 1,473	% 7.20
株 式 会 社 日 本 製 鋼 所	1,450	7.08
U B E M A S I N A R Y I C H U K U S H I K A	1,450	7.08
株 式 会 社 マ ル カ	622	3.04
株 式 会 社 山 善	600	2.93
第 一 実 業 株 式 会 社	400	1.95
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	207	1.01
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	201	0.98
日本マスター トラスト信託銀行株式会社 (信託口)	192	0.94
野 村 證 券 株 式 会 社	143	0.70

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を235,151株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	8,800	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」「(4)取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「3)非金銭報酬 (株式報酬)」に記載のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田畠禎章	
取締役	高月健司	管理本部長及びサステナビリティ、リスク管理担当
取締役	山本博之	営業本部長
取締役	中村孝夫	技術本部長
取締役	山田光夫	株式会社アントレポ [®] 専務取締役
取締役	伊賀真理	株式会社マーチ 代表取締役 株式会社住友倉庫 社外取締役
常勤監査役	藤本隆之	
監査役	下河邊由香	弁護士
監査役	佐和周	佐和公認会計士事務所 代表 TOA株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役山田光夫氏及び伊賀真理氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出しております。
2. 監査役下河邊由香氏及び佐和周氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役下河邊由香氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐和周氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役及び社外監査役が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2024年6月25日開催の第150回定時株主総会において、中村孝夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。

②退任

2024年6月25日開催の第150回定時株主総会の終結の時をもって、取締役の三輪恭裕氏は任期満了により退任いたしました。また、監査役の高橋正哉氏は2024年6月25日開催の第150回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の担当の変更

氏名	新	旧	異動年月日
山本博之	取締役 営業本部長	取締役 営業本部長兼中国営業部長	2024年4月1日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等 (RS)	非金銭 報酬等 (PSU)	
取締役 (社外取締役を除く)	63	53	—	10	—	5
社外取締役	12	12	—	—	—	2
監査役 (うち社外監査役)	25 (12)	25 (12)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬及び非金銭報酬（株式報酬）の額に係る決議は、以下のとおりであります。

①2017年6月23日開催の第143回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております（うち社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない）。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）であります。

②2021年6月25日開催の第147回定時株主総会において、①の金銭報酬とは別枠の報酬に関する決議を以下、1)及び2)のとおり行っております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は、4名であります。

1) 毎期一定の譲渡制限付株式を交付するリストリクテッド・ストック

譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の額として年額10百万円以内、株式数の上限を年25,000株以内（社外取締役は付与対象外）。

2) 予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニット

譲渡制限付株式の付与のために支給する3事業年度分の報酬の額として90百万円以内（年額30百万円以内）、株式数の上限を75,000株（年25,000株）以内（社外取締役は付与対象外）。

3. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第120回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は2名）であります。
4. 非金銭報酬等は当社の譲渡制限付株式であり、リストリクテッド・ストックは原則として毎事業年度支給され、割当契約に基づき、取締役の地位を退任した時点まで譲渡等を行うことができない旨の譲渡制限が設定されています。当該譲渡制限は、取締役の退任時まで継続して取締役の地位にあつたことを条件として解除されます。また、取締役が、死亡、任期満了その他の正当な理由によらずその地位を退任することが確定した場合等においては、当社が株式を無償で取得するものとされています。一方、パフォーマンス・シェア・ユニットは当社の中期経営計画の期間である3事業年度（以下、「支給対象期間」といいます。）における業績等の目標達成度、在任期間等に応じて株式が支給され（最終交付株式数の下限は0株）、支給にあたってはリストリクテッド・ストックに準ずる内容の割当契約を締結します。ただし、支給対象期間中に死亡、任期満了その他の正当な理由によらずその地位を退任した場合等においては、株式の支給はありません。当該株式の当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」「(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。なお、上表の非金銭報酬等の総額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額（社外取締役を除く取締役5名に対し、10百万円）であります。
5. 取締役の個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長である田畠禎章がその決定の委任を受けており、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の業績連動報酬（賞与）を決定しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業務遂行状況も踏まえて報酬の内容を決定するためには、代表取締役社長による決定が最も適していると考えられるため、代表取締役社長に上記の権限を委任したものであります。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は当該決議に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。当該取締役会の決議に際しては、予め過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、人事報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しております、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

- 1) 業務執行を担う取締役の報酬については、積極的に企業価値向上に取り組むためのインセンティブとして相応しい水準・体系であることを基本とする。
- 2) 社外取締役の報酬については、当社の業務執行に対し専門的な知識・経験を基に独立した観点から助言・監督を行うことができる人材を継続的に確保できる水準とする。

②体系

- 1) 業務執行を担う取締役の報酬等
固定月額報酬と短期的な業績連動報酬としての賞与、中期的な業績反映及び株主との価値共有を目的とした非金銭報酬（株式報酬）により構成する。
- 2) 社外取締役の報酬等
固定月額報酬のみとする。
非業務執行であることから業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬（株式報酬）は支給しない。

③報酬等の種類ごとの決定方針等

- 1) 固定報酬
固定報酬は、当社における業務責任に応じた役位別定額の金額とする。
- 2) 賞与
 - (i) 短期業績のインセンティブとして機能するよう連結営業利益を指標とし、役位別基準賞与額を基礎に当該指標を加味して金額を算出し、さらに業績評価シートによる個人評価を加味したうえで決定する。
 - (ii) 賞与額の下限は0円とする。
- 3) 非金銭報酬（株式報酬）
 - (i) 非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、毎期一定の譲渡制限付株式を交付するリストリクテッド・ストック及び予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニットの2制度で構成する。
 - (ii) リストリクテッド・ストックは、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせる方法により割り当てる。上記金銭報酬債権の金額は、役位毎に同額の支給基準額に基づいて算定し、取締役会で決定する。

- (iii) パフォーマンス・シェア・ユニットは、当社の中期経営計画の期間である3事業年度における業績等の目標達成度に応じて、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせる方法により割り当てる。割り当てる株式数は、役位毎に同数の支給基準株式数、中期経営計画の期間における連結営業利益累計額の目標達成度、中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度及び在任期間に基づいて算定し、その数に応じた金銭報酬債権の金額を取締役会で決定する。
- (iv) リストリクテッド・ストックにおいて金銭報酬債権額の算定の基礎となる役位毎の支給基準額、及び、パフォーマンス・シェア・ユニットにおいて支給基準株式数の算定の基礎となる役位毎の支給基準額は、同額とする。
- ④固定報酬・賞与・非金銭報酬（株式報酬）の割合の決定に関する方針
- 業務執行を担う取締役の固定報酬：賞与：非金銭報酬（株式報酬）の比率は、積極的に企業価値向上に取り組む為のインセンティブとして相応しい水準・体系となるよう設定し、連結営業利益の額等により変動し得るもの、概ね、65：25：10とする。
- ⑤報酬等の付与の時期・条件の決定に関する方針
- 1) 固定報酬
定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、定時株主総会の翌7月から翌年6月までの固定報酬を決定し、毎月支給する。
- 2) 賞与
定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、前事業年度に対する賞与を決定し、決定の翌営業日を目安に支給する。
- 3) 非金銭報酬（株式報酬）
リストリクテッド・ストックについては、毎年、定時株主総会終了後開催の取締役会で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の支給を決議し、当該決議の翌月に譲渡制限付株式を交付する。
パフォーマンス・シェア・ユニットについては、中期経営計画の最終事業年度終了後、原則として、当該事業年度の業績が確定する取締役会で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の支給を決議し、当該決議の翌月に譲渡制限付株式を交付する。なお、中期経営計画の途中年度で退任した取締役に対しパフォーマンス・シェア・ユニットが割り当てる場合、原則として、金銭報酬債権の支給決議の翌月に交付されるものとする。
- ⑥個人別の報酬等の内容についての決定方法等
- 個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受けるものとし、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の賞与を決定する。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した各取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

①業績連動報酬等の額又は算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該指標を選定した理由

1) 賞与

賞与に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、経営活動により生み出した付加価値を測る尺度として最も適切であると判断したからであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニットに係る業績指標は、中期経営計画の期間(3事業年度)における連結営業利益累計額の目標達成度及び中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度であります。中期経営計画の期間における連結営業利益累計額を指標として選択した理由は、当社として中期経営計画の対象期間を一つの事業年度とみなして事業上の取組みを行いたいと考えており、中期経営計画の期間における連結営業利益累計額が事業活動の直接的な目標として重要であると判断したからであります。また、中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度を指標として選択した理由は、当社の企業価値を高めていくための目標として重要であると考えたからであります。

②業績連動報酬等の額又は算定方法

1) 賞与

賞与の算定方法については、「3. 会社役員に関する事項」「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「2) 賞与」に記載のとおりであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニットの算定方法については、「3. 会社役員に関する事項」「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「3) 非金銭報酬(株式報酬)」(iii)に記載のとおりであります。

③業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

1) 賞与

連結営業利益の実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

中期経営計画の期間における連結営業利益累計額の目標達成度及び中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度は、中期経営計画期間が終了した後に確定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役の山田光夫氏及び伊賀真理氏、監査役の藤本隆之氏、下河邊由香氏及び佐和周氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。その内容の概要是、これらの取締役及び監査役の責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを意識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に見直しを実施後、毎年、取締役会にて決議のうえ、更新しております。

(8) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	山 田 光 夫	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、メーカーにおける製品開発、事業運営及び経営に関する豊富な経験を基に、技術や投資、その他経営全般について、業務執行から独立した観点から積極的に質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会の委員長として議事の運営にあたるとともに、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性・多様性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
取 締 役	伊 賀 真 理	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、マーケティング及び人材・組織活性化に関するコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験や知見を基に、当社の経営全般において、業務執行から独立した観点から積極的に質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性・多様性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
監 査 役	下 河 邊 由 香	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての豊富な実務経験に基づく、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を基に有用な意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性・多様性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
監 査 役	佐 和 周	監査役就任以降に開催の取締役会10回及び監査役会10回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知見や経営全般に関する高い見識を基に適宜発言を行っております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性・多様性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年4月1日付で、商号をTOYOイノベックス株式会社に変更いたしました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的視点から、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対して安定的な配当の維持及び適正利益還元を基本としております。内部留保につきましては、長期展望に立った新規事業の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用していく予定です。

また、資本コストを意識し、財務健全性とのバランスを考慮しながら有利子負債も活用することによって資本効率を高め、中期経営計画の目標であるROE 8 %超を達成することにより、株主の皆様へ安定的かつ持続的な配当の実施を目指してまいります。

配当時期につきましては、中間及び期末の年2回を基本としております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に関する事項を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。当期に実施した期末配当及び中間配当は次のとおりであります。

[期末配当]

- ・1株当たり配当金額：普通株式1株につき17円50銭
- ・配当総額：358,187,358円
- ・効力発生日：2025年6月25日

[中間配当]

- ・1株当たり配当金額：普通株式1株につき17円50銭
- ・配当総額：359,514,225円
- ・効力発生日：2024年12月2日

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
①当社が支払うべき報酬等の額	24百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上

記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、東洋機械（常熟）有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会が当社株主総会により選任された会計監査人につき、その解任又は不再任の決定の判断を行うに当たっての方針を次のとおり定めております。なお、当該方針は2016年3月25日開催の監査役会で承認されたものであります。

【決定方針】

- (i) 監査役会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事案に応じ、監査役全員の同意により解任し、又は、株主総会に提出する会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の内容を決定いたします。
 - ①会社法第340条第1項第1号又は第2号に定める事由に該当すると判断した場合
 - ②上記①の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、適正に監査を遂行することが困難であると判断した場合
- (ii) 監査役会は、上記(i)の各事由の有無にかかわらず、より適切な監査環境を確保するため、当該会計監査人の最初の就任時から5年毎を目途として、当該会計監査人による監査継続の是非を検討し、その変更が妥当と判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

1. 処分の対象者
太陽有限責任監査法人
2. 処分の内容
契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことによ伴う契約の新規の締結を除く。）
3. 処分理由
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において決議しております。

- ①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社で構成される当社グループ（以下、当社グループという。）は企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として制定する。また、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、社外取締役、顧問弁護士をメンバーに加えた内部統制委員会を設置し、業務の適正な運営の確保に関する重要事項について取締役社長及び取締役会に答申する体制とともに、具体的な施策の実行については、コンプライアンス・リスク管理委員会等を通じて行うこととする。監査室は、内部統制委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会と連携の上、当社グループ内におけるコンプライアンスの遵守状況を監査する。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらを閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、子会社を含めて規則・規程の制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。また、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び対応は各委員会ないし事務局となる窓口部署が行うものとし、当社グループ全体のリスク管理を行う。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われるためには取締役会を毎月1回開催し、経営上の重要事項について審議、決定する。また、必要に応じて適宜臨時に開催し、速やかな審議・決定を行う。取締役の職務執行がより効率的に行われるため、執行役員制度を採用し、執行役員に分掌する職務に権限を委譲して業務執行が迅速に行われる体制とする。また、取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。取締役会及び経営会議では、中期経営計画の策定、業績目標と予算の設定、月次業績のレビュー及び改善を促すことなどを審議する。各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要な事項について、協議・情報交換を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性・効率性等の向上を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を含めて、コンプライアンス管理、リスク管理が行えるよう、グループ一体となった体制を構築し、連結での業務の適正と効率を確保する。また、財務報告に関する内部統制の体制をグループ全体で整備している。重要な子会社については、定期的に経営の重要な事項及び業績に関する報告を行い、当社グループの業務の執行が効率的に行われることを確保する。当社の監査室は子会社の業務活動全般について内部監査の対象とする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役はその職務を補助する使用人を必要とした場合、監査室所属の職員及びその他の専門的な知識を有する職員に監査業務に必要な事項を命じることができるものとする。監査役より命じられた職員はその命じられた事項に関して、取締役、所属上長の指揮命令を受けないものとする。また、監査室等の監査役の職務を補助する使用人の人事考課は監査役の同意を得ることとする。

- ⑦当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令及び定款違反、不正行為等の知りえた事実を報告する。子会社の取締役等及び使用人は監査役に直接内部通報できるものとする。また、子会社から内部通報を受けた者は監査役に全て報告する。監査役へ情報提供した者を、情報提供を理由として不利益な取扱いを行わない。監査役は、重要な意思決定プロセスや業務報告状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役又は使用人に対して説明を求めることができる。

- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は独自に弁護士、会計士等の外部専門家から助言を受けることができる。また、監査役がその費用を請求したときは、当社はその費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ①毎月、取締役会及び経営会議を開催して、法令や規則等で定められた事項並びに経営戦略、予算の策定、設備投資及び業績のフォロー等の業務執行上の重要な事項について審議しました。また、グループ経営会議等を通じてグループ全体の情報共有や経営目標の進捗状況等のレビューを行いました。
- ②監査役会は13回開催し、監査方針及び監査計画を決定するとともに、それに基づく取締役や経営幹部の業務執行状況及び法令・定款等の遵守状況等について監査を実施しました。また、監査にあたっては、常勤監査役が主要会議等で入手した社内情報や監査室の業務監査結果等も踏まえて実施しました。
- ③監査室は、監査計画に基づいて各事業部門に対して業務監査を実施し、全社的な内部統制の状況、法令、規程、品質規格等の適合状況、及び、業務プロセスの適正性についてモニタリングを実施しています。監査等の結果は取締役社長に報告し、監査役と共有するとともに、各事業部門に対して伝達され、指摘や是正に向けたフォローを行っています。
- ④当社グループは高度な経営基盤の強化と経営の透明性を高めるため、会社法に定める内部統制システムを構築し、グループ内の規律や制度の設計を行っており、適正な運用を確保するため、社外取締役、顧問弁護士をメンバーに加えた内部統制委員会を年2回実施し、法令や定款との適合状況や統制環境の評価、モニタリングを行い、内部統制の進め方や現状の課題について議論しています。一方で、金融商品取引法に基づいた財務報告にかかる内部統制委員会を年3回実施し、業務プロセスの有効性やIT統制の状況等の評価、モニタリングを行い、財務報告の信頼性を担保しています。また、是正すべき点を指摘、フォロー

することにより業務改善につなげています。

- ⑤健全なコンプライアンス経営を実践するため、当社グループでは毎年10月を企業倫理月間として定め、意識・風土の醸成を図っています。具体的な取組みとして、トップである取締役社長がコンプライアンスに関するメッセージを社内報で発信するとともに、海外ローカルスタッフを含むグループ全従業員を対象に「東洋機械金属グループ行動基準」（現：「TOYOイノベックスグループ行動基準」）の教育を実施し、徹底しております。また、毎月、総務部門がコンプライアンスに関する情報を全社に提供することにより、従業員の法令に関する知識の向上と啓蒙を図っています。
- ⑥ハラスメントの対策として、係長以上の所属長を対象として外部講師による座学での研修やハラスメント防止理解度テストのWebラーニングを実施した他、各職場でハラスメントに関する討議を実施して理解、意識を深めることによりパワーハラスメントの防止を図りました。
- ⑦10月に当社グループ社員を対象として「職場の働きやすさに関するアンケート調査」を実施し、社内において起こり得る具体的なコンプライアンスに関する設問を設け、職場の実態や潜在的なコンプライアンスに関する問題についての検証を行いました。また、内部通報制度の運用については、その目的及び秘密保持と不利益取り扱いの禁止等について社内報にて発信するとともに、ポスター掲示を行うことにより、第三者である法律事務所を含む通報窓口を社内に改めて周知いたしました。
- ⑧会社の秘密情報の保護、漏洩防止対策のため、パソコン貸与者に対して標的型メール訓練を実施し、不合格者には再教育を行い、情報セキュリティ意識の向上を図りました。また、年に2回、情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティを巡る情報共有、セキュリティ事故の予防策、重大事故発生等の緊急事態に関する対応策、リスク評価や社員教育等について審議しました。
- ⑨東洋機械金属（広州）貿易有限公司で発生した現地従業員による現預金私的流用事案の再発防止策として、海外子会社に適用する経理規程、コンプライアンス規程を制定、周知を行い、海外駐在員となる者に対してコンプライアンス研修を実施しました。また、同事案の発生原因の一つに、現地からの報告の遅れが指摘されたことから、東洋機械金属グループ行動基準（現：TOYOイノベックスグループ行動基準）に悪い情報ほど隠さず迅速に上長等に報告を行うルールとして「バッド・ニュース・ファースト」の規定を盛り込み、毎年10月に実施している「企業倫理月間」において全グループで周知、徹底を行いました。また、本社の経理部員が2024年9月に東曜機械貿易（上海）有限公司と東洋機械（常熟）有限公司を訪問し、経理規程について経理業務を運用できているかどうか業務監査を実施し、加えて、本社から海外子会社の銀行口座について、オンラインによる定期的なモニタリングを継続して実施しました。

- (注) 1. 本事業報告に記載の株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、金額につきましては、1円未満を切り上げ、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	21,328	流 動 負 債	9,156
現 金 及 び 預 金	4,829	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,194
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,821	電 子 記 録 債 務	638
電 子 記 録 債 権	1,241	短 期 借 入 金	2,300
商 品 及 び 製 品	3,539	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	340
仕 掛 品	3,223	未 払 費 用	593
原 材 料 及 び 貯 藏 品	1,315	未 払 法 人 税 等	156
そ の 他	1,366	製 品 保 証 引 当 金	47
貸 倒 引 当 金	△8	災 害 損 失 引 当 金	252
固 定 資 產	8,771	そ の 他	1,632
有 形 固 定 資 產	7,332	固 定 負 債	3,286
建 物 及 び 構 築 物	4,243	長 期 借 入 金	840
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	920	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,399
工 具 、 器 具 及 び 備 品	95	繰 延 税 金 負 債	927
土 地	782	役 員 株 式 給 付 引 当 金	4
リ 一 ス 資 產	135	そ の 他	116
建 設 仮 勘 定	1,155	負 債 合 計	12,443
無 形 固 定 資 產	291	(純 資 產 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	145	株 主 資 本	15,207
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	15	資 本 金	2,506
そ の 他	130	資 本 剰 余 金	2,398
投 資 そ の 他 の 資 產	1,148	利 益 剰 余 金	10,383
投 資 有 億 証 券	976	自 己 株 式	△80
繰 延 税 金 資 產	124	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,900
そ の 他	659	そ の 他 有 億 証 券 評 価 差 額 金	170
貸 倒 引 当 金	△611	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△6
資 產 合 計	30,100	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,421
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	314
		非 支 配 株 主 持 分	549
		純 資 產 合 計	17,657
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	30,100

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	27,024
売 上 原 価	22,167
売 上 総 利 益	<u>4,856</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,378
営 業 損 失	<u>521</u>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31
固 定 資 産 貸 貸 料	68
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	78
そ の 他	35
	<u>213</u>
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	30
固 定 資 産 貸 貸 費 用	8
為 替 差 損	43
そ の 他	37
	<u>119</u>
經 常 損 失	427
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	45
災 害 保 険 金 収 入	301
	<u>346</u>
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	273
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	<u>359</u>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	209
法 人 税 等 調 整 額	227
当 期 純 損 失	<u>437</u>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	796
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	<u>48</u>
	<u>845</u>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	2,506	2,393	11,947	△32	16,814
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△718		△718
親会社株主に帰属する 当期純損失			△845		△845
自己株式の取得				△50	△50
自己株式の処分		4		1	6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	4	△1,563	△48	△1,607
2025年3月31日残高	2,506	2,398	10,383	△80	15,207

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
2024年4月1日残高	208	△17	970	163	1,323	446	18,584
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△718
親会社株主に帰属する 当期純損失							△845
自己株式の取得							△50
自己株式の処分							6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△37	11	451	150	576	103	680
連結会計年度中の変動額合計	△37	11	451	150	576	103	△927
2025年3月31日残高	170	△6	1,421	314	1,900	549	17,657

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

東洋工機(株)・東洋機械エンジニアリング(株)・TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.・TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.

東曜機械貿易(上海)有限公司・東洋機械(常熟)有限公司・東洋機械金属(広州)貿易有限公司

東金股份有限公司・TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.・PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

GM-Injection AG

(2) 持分法適用会社の投資差額の償却については、5年間の均等償却を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社の決算日は12月31日であり、国内連結子会社の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③棚卸資産

(イ) 製品・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(ロ) 原材料・貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しておりますが、海外連結子会社は定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

成形機のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎にして、当連結会計年度における必要見込額を計上しております。

③災害損失引当金

災害を受けた資産に係る補修費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

④役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建売上債権及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建取引の将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、先物為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段である為替予約とヘッジ対象となる外貨建売上債権及び外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、射出成形機、ダイカストマシン及びその周辺機、またはその部品等の製品の販売、並びに、当社が販売する製品の保守サービス・据付工事を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引渡し、役務を提供する義務を負っております。

国内の顧客に製品を販売し、役務を提供する取引は、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。なお、海外を据付地とする国内の顧客への製品の販売は、国内の顧客が指定する倉庫納入時に収益を認識しております。

海外の顧客に製品を販売する取引は、船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識しております。国際貿易に関する取引条件を定義したルールであるインコタームズの条件は、FOB、CIF等であり、D条件と呼ばれるDDU等の取引は僅少であります。また、海外での役務を提供する取引は、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、部品等の一部の製品の販売において出荷時から当該部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、売上高は顧客との契約において約束された対価から、売上に応じた割戻しを控除した金額で測定し

ております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

II 会計上の見積りの変更に関する注記

1. 退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の費用処理年数は、従来、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を13年に変更しております。この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 124百万円、繰延税金負債 927百万円

なお、上記繰延税金資産及び繰延税金負債は納税主体ごとの相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の課税所得及び将来減算一時差異等のスケジューリングに基づき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。

将来課税所得が生じる可能性の判断においては、経営者によって作成された事業計画を基礎としており、スケジューリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の検討においては、課税所得の発生見込に係る判断を主要な仮定としております。当該仮定が将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,034百万円
2. 受取手形裏書譲渡高	8百万円
3. 当社連結子会社の元従業員による金銭の私的流用に係る不正行為に関連して発生したものが、以下のとおり含まれております。	
固定資産	
投資その他の資産	
その他	
長期未収入金	611百万円
貸倒引当金	△611百万円

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式	20,703,000株
----------------------------------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月24日 取締役会	普通株式	359	17.50	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	359	17.50	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	358	17.50	2025年3月31日	2025年6月25日

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入により調達しております。デリバティブは、通常の営業過程における外貨建取引の将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で利用し、投機目的での取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従って管理を行い、リスク低減を図る体制をとっております。また、ワールドワイドでの事業展開を進めていることから生じる外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されていますが、一部債権については、為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券は、上場株式のほか、業務上の関係を有する企業の株式で構成されており、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。借入金の使途は主として運転資金及び設備資金であります。金利は、そのほとんどが変動金利であるため変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、通常の営業過程における外貨建取引の将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で利用されており、投機目的での取引は行っておりません。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項（5）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について与信管理規程に従い、定期的に取引先の状況を把握し、回収懸念の軽減を図っております。

②市場リスクの管理

外貨建営業債権及び外貨建仕入債務の一部について、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、月次の取引実績を経理所管役員に報告しております。

③流動性リスクの管理

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。
（（注2）参照。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	504	504	—
資産計	504	504	—
1年内返済予定の長期借入金及び 長期借入金	1,180	1,173	6
負債計	1,180	1,173	6
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(6)	(6)	—
デリバティブ取引計	(6)	(6)	—

（*1） 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

（注1）投資有価証券に関する事項

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券における種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	種類	取得原価	連結貸借対照表計 上額	差額

連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	257	504	247
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合 計		257	504	247

(注2) 連結会計年度中に売却したその他投資有価証券に関する事項
(単位：百万円)

区分	種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	93	45	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合 計		93	45	—

(注3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	471

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	504	—	—	504
資産計	504	—	—	504
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(6)	—	(6)
負債計	—	(6)	—	(6)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	—	1,173	—	1,173
負債計	—	1,173	—	1,173

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価の算定は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しております。また、当社の信用状態は実行後大きく変動していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該

帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VII 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、兵庫県明石市その他の地域において、賃貸用土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
47	1,004

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額を基に合理的に調整した価額を使用しております。

VIII 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、主要な財・サービスの種類別により分解した売上収益

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	売上高
射出成形機	19,789
ダイカストマシン	7,234
顧客との契約から生じる収益	27,024
その他の収益	—
外部顧客への売上高	27,024

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	6,889百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	7,062 ツ
契約負債(期首残高)	880 ツ
契約負債(期末残高)	492 ツ

契約負債は、主に製品販売等にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、859百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	835 円 82 銭
1株当たり当期純損失	41 円 18 銭

X その他

1. 連結損益計算書

特別損失に計上しております災害損失引当金繰入額273百万円は、2024年4月16日に発生しました雹災害により、当社本社工場（兵庫県明石市二見町）において、建物、建物付属設備及び機械装置等の有形固定資産について損傷等の被害が発生しました。これに伴う有形固定資産の復旧費用及びその他災害に関連する損失として発生したものであります。

また、特別利益に計上しております災害保険金収入301百万円は、2024年4月16日に当社本社工場において発生した雹災害に関して、財産補償にかかる保険金の支払いが2024年9月30日に確定したことに伴い発生したものであります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	16,015	(負債の部)		
現金及び預金	3,162	流動負債	9,782	
受取手形	1,224	買子記録債務	3,425	
電子記録債権	1,235	短期借入金	659	
売掛金	4,020	1年内返済予定の長期借入金	3,000	
商品及び製品	2,109	未払法人税等	340	
仕掛け品	2,264	未払費用	195	
原材料及び貯蔵品	903	未払法人税等	489	
前払費用	32	未製品保証引当金	36	
未収入金	21	災害損失引当金	47	
未収消費税	999	前払設備関係未払金	252	
その他の金	51	固定負債	468	
貸倒引当	△8	長期借入金	582	
固定資産	8,750	退職給付引当金	284	
有形固定資産	6,538	繰延税金負債	2,928	
建物	3,443	その他	840	
構築	100	負債合計	1,573	
機械及び装置	854		401	
車両運搬工具	3		112	
工具、器具及び備品	63	(純資産の部)		
土地	782	株主資本	11,889	
リース資産	135	資本剰余金	2,506	
建設仮勘定	1,155	資本準備金	2,398	
無形固定資産	153	その他資本剰余金	2,028	
ソフトウェア	132	利益剰余金	369	
ソフトウェア仮勘定	15	利益準備金	7,065	
その他の資産	5	その他利益剰余金	203	
投資その他の資産	2,058	固定資産圧縮積立金	6,862	
投資有価証券	539	別途積立金	719	
関係会社株式	670	繰越利益剰余金	3,750	
関係会社出資	828	自己株式	2,392	
その他の	20	評価・換算差額等	△80	
資産合計	24,765	その他有価証券評価差額金	164	
		繰延ヘッジ損益	170	
		純資産合計	△6	
		負債・純資産合計	12,054	
			24,765	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	23,749
売 上 原 価	20,554
売 上 総 利 益	<u>3,194</u>
販売費及び一般管理費	<u>4,153</u>
営 業 損 失	958
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	576
そ の 他	<u>166</u>
営 業 外 費 用	<u>742</u>
支 払 利 息	19
為 替 差 損	8
そ の 他	<u>73</u>
經 常 損 失	<u>101</u>
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	45
災 害 保 險 金 収 入	<u>301</u>
特 別 損 失	<u>346</u>
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	<u>273</u>
税 引 前 当 期 純 損 失	<u>278</u>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	249
法 人 税 等 調 整 額	<u>28</u>
当 期 純 損 失	<u>226</u>
	<u>475</u>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
2024年4月1日残高	2,506	2,028	364	2,393	203	730	3,750
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△11	
剰余金の配当							
当期純損失							
自己株式の取得							
自己株式の処分			4	4			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	4	4	—	△11	—
2025年3月31日残高	2,506	2,028	369	2,398	203	719	3,750

	株主資本			評価・換算差額等			純資産 合計	
	利益剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式 株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額等				
				繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計			
2024年4月1日残高	3,575	8,259	△32	13,127	208	△16	191	13,319
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	11	—		—				—
剰余金の配当	△718	△718		△718				△718
当期純損失	△475	△475		△475				△475
自己株式の取得			△50	△50				△50
自己株式の処分			1	6				6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					△37	9	△27	△27
事業年度中の変動額合計	△1,182	△1,194	△48	△1,237	△37	9	△27	△1,265
2025年3月31日残高	2,392	7,065	△80	11,889	170	△6	164	12,054

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

成形機のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎にして、当事業年度における必要見込額を計上しております。

③役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④災害損失引当金

災害を受けた資産に係る補修費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建売上債権及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建取引の将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、先物為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段である為替予約とヘッジ対象となる外貨建売上債権及び外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。

（8）重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、射出成形機、ダイカストマシン及びその周辺機、またはその部品等の製品の販売、並びに、当社が販売する製品の保守サービス・据付工事を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引渡し、役務を提供する義務を負っております。

国内の顧客に製品を販売し、役務を提供する取引は、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。なお、海外を据付地とする国内の顧客への製品の販売は、国内の顧客が指定する倉庫納入時に収益を認識しております。

海外の顧客に製品を販売する取引は、船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識しております。国際貿易に関する取引条件を定義したルールであるインコタームズの条件は、FOB、CIF 等であり、D 条件と呼ばれるDDU 等の取引は僅少であります。また、海外での役務を提供する取引は、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、部品等の一部の製品の販売において出荷時から当該部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、売上高は顧客との契約において約束された対価から、売上に応じた割戻しを控除した金額で測定しております。

（9）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なります。

2 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の費用処理年数は、従来、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を13年に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3 会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 401百万円

なお、上記繰延税金負債は繰延税金資産と相殺後の金額を表示しております。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の課税所得及び将来減算一時差異等のスケジューリングに基づき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。

将来課税所得が生じる可能性の判断においては、経営者によって作成された事業計画を基礎としており、スケジューリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の検討においては、課税所得の発生見込に係る判断を主要な仮定としております。当該仮定が将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額 13,008百万円

（2）関係会社に対する短期金銭債権 918百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,474百万円

5 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高 2,983百万円

仕 入 高 2,430百万円

販売費及び一般管理費 306百万円

営業取引以外の取引高 629百万円

6 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

235,151 株

7 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	113 百万円
未払事業税	7 百万円
棚卸資産評価損	329 百万円
退職給付引当金	494 百万円
貸倒引当金	2 百万円
製品保証引当金	14 百万円
災害損失引当金	77 百万円
投資有価証券評価損	1 百万円
減価償却超過額	8 百万円
減損損失	114 百万円
関係会社株式評価損	4 百万円
繰越欠損金	407 百万円
その他	23 百万円
繰延税金資産小計	1,599 百万円
評価性引当額	△1,594 百万円
繰延税金資産合計	5 百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△330 百万円
その他有価証券評価差額金	△76 百万円
繰延税金負債合計	△407 百万円
繰延税金負債の純額	△401 百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

8 収益認識に関する注記

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点について、「連結注記表 VIII 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

9 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具・器具及び備品の一部については、リース契約により使用しています。

10 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
連結子会社	東洋工機株式会社	兵庫県明石市	20	成形機の製造	所有直接100%	1名	成形機の製造委託	受取賃料(注2)(1)	10	—	—
								受取配当金	31	—	—

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
連結子会社	東洋機械エンジニアリング株式会社	兵庫県明石市	10	成形機の保守・サービス	所有直接100%	2名	成形機の保守・サービスの委託	受取賃料(注2)(1)	13	—	—
								部品の購入		未払金	9
								役務の受入(注2)(3)	1,882	賄掛金	565
								受取配当金	252	—	—

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
連結子会社	東洋機械(常熟)有限公司	中国江蘇省常熟市	47 百万元	成形機の製造及び販売	所有直接 100%	成形機の製造委託	資金の回収	400	—	—	
							貸付の利息 (注2)(2)	1	未収入金	12	
							ロイヤリティの受取 (注2)(4)	52			
							部品の販売 (注2)(3)	122	売掛金	99	

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
連結子会社	東曜機械貿易(上海)有限公司	中国上海市	3 百万元	成形機の保守・サービス	所有直接 100%	1 名	成形機の保守・サービスの委託	受取配当金	146	—	—

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
連結子会社	東金股份有限公司	台湾台北市	8 百万 NTD	成形機の保守・サービス	所有直接 100%	1 名	成形機の保守・サービスの委託	受取配当金	33	—	—

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
連結子会社	TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.	タイ バンコク市	8百万バーツ	成形機の保守・サービス	所有直接 49%	1名	成形機の保守・サービスの委託	資金の借入	700	短期借入金	700
								資金の返済	400		
								借入の利息	3	未払費用	3

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
連結子会社	TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.	マレーシアセランゴール州	0百万リンギット	成形機の保守・サービス	所有直接 100%	1名	成形機の保守・サービスの委託	受取配当金	85	—	—

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社の子会社	TOYO europe srl.	イタリアロンバルディア州	0.1百万ユーロ	成形機の販売及び保守・サービス	所有間接 30.2%		成形機の販売及び保守・サービスの委託	成形機及び部品の販売(注2)(3)	2,602	売掛金	776

(注1) 取引金額には消費税等を含んでおりません。

(注2) 取引条件の決定方針等

(1) 受取賃貸料については、近隣の取引事例等を勘案して価格を決定しております。

(2) 資金の貸付・返済については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

(3) 成形機の販売、部品の購入・販売及び役務の受入については、一般取引条件を勘案して協議の上、決定しております。

(4) ロイヤリティについては、両社が協議して決定した契約上の料率に基づき計算しております。

11 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	588 円 94 銭
1株当たり当期純損失	23 円 17 銭

12 その他の注記

(損益計算書)

特別損失に計上しております災害損失引当金繰入額 273 百万円は、2024 年 4 月 16 日に発生しました雹災害により、当社本社工場（兵庫県明石市二見町）において、建物、建物付属設備及び機械装置等の有形固定資産について損傷等の被害が発生しました。これに伴う有形固定資産の復旧費用及びその他災害に関連する損失として発生したものであります。また、特別利益に計上しております災害保険金収入 301 百万円は、2024 年 4 月 16 日に当社本社工場において発生した雹災害に関して、財産補償にかかる保険金の支払いが 2024 年 9 月 30 日に確定したことにより発生したものであります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

TOYOIDENOBECKS株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOYOIDENOBECKS株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOYOIDENOBECKS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

TOYOイノベックス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOYOイノベックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度における取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、隨時質問し、意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とインターネット等を活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に事業の報告を求め、その業務内容及び財産の状況を調査いたしました。監査役会の監査結果については、取締役会及び各部門の責任者に報告し、後日、これに対する対応状況を確認いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照

表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

TOYOイノベックス株式会社 監査役会

常勤監査役 藤本 隆之 印
社外監査役 下河邊 由香 印
社外監査役 佐和 周 印